

旧一般電気事業者の不当な内部補助防止策について

第 7 9 回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和 4 年 11 月 25 日 (金)

本日の内容

- 旧一電が、電力の卸売において、社外・グループ外の小売電気事業者と比して、自社の小売部門にのみ有利な条件で卸売を行うこと等により、その結果として、旧一電の小売部門による不当な廉売行為等、小売市場における適正な競争を歪曲する行為が生じること（不当な内部補助）への懸念があることから、旧一電各社において、中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、社内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に卸売を行うこと等のコミットメントの履行、およびこれを確実に実施するための具体的方策の運用が2021年度より開始された。
- コミットメントの履行状況については、第62回、第67回、第75回制度設計専門会合（2021年6月29日、2021年11月26日、2022年7月26日）にて報告し、引き続き注視していくこととされた。
- また、第71回制度設計専門会合（2022年3月24日）にて、旧一電の内外無差別な卸売の実効性を高め、かつ取組状況を外部から確認することを可能にするため、遅くとも**23年度当初からの通年契約**に向けて、**旧一電各社に対して以下の取組の進捗を定期的に確認していく**こととされた。
 - ① 交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施
 - ② 卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表
 - ③ 発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等
- 23年度卸売の取組状況については、第75回制度設計専門会合（2022年7月26日）においては検討中の事業者が多く、内外無差別な卸売のコミットメントの実効性を高める具体的な取組を示していくことが重要、と整理された。
- こうした御議論を踏まえ、本日は**23年度交渉に向けた取組状況及び旧一電各社のコミットメントの履行状況（22年度期中契約）**をご報告し、今後の対応等についてご議論いただきたい。

（参考）旧一電各社へのコミットメント等の要請

- これまでの制度設計専門会合での議論を踏まえ、以下のコミットメントを旧一電各社に要請（7／1）。
 - 第46回制度設計専門会合でも議論したとおり、「会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチ」であることを踏まえ、
 - ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと。
 - ② 小売について、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと。
- これと併せて、上記①及び②を確実に実施するための具体的な方策について、旧一電各社から監視等委員会への報告を求めたところ。
- 上記の要請については、各社に対し7月末までに回答を求めていたところであり、今回は各社からの回答内容について報告する。

（参考）各社からの回答（概要）

（コミットメントについて）

- 全ての旧一電は、前頁の要請①②について、コミットメントを行うことを表明した。

（コミットメントを確実に実施するための具体的方策について）

- 発電・小売が一体の旧一電（8社）は、具体的な方策について、2021年度目途の運用開始に向けて、社内取引価格の設定や業務プロセスの整備に着手する、と回答した。また、「卸取引は小売部門から独立した組織で実施する」と回答した会社もあった。（なお、現状、発電・小売一体の旧一電のいずれも、卸供給の窓口は小売以外の部門（企画部門、需給部門等）に置いている状況）
- 発電・小売が分社化されている旧一電グループ（2グループ）は、要請についてはコミットメントを表明した上で「コミットメントを確実に実施するための具体的方策はすでに存在する」、「事業会社間の電力取引は電力受給契約に基づいており、発電・小売間の取引価格が存在する」と回答した。

【目次】

I . 23年度交渉に向けた状況(内外無差別な卸売の実効性確保策)

- 1) 各社の卸販売概要**
- 2) 各社の取り組み状況**
- 3) 現時点における評価と論点**
- 4) 今後の対応について**

II . 不当な内部補助防止策にかかるコミットメント状況

- 1) 卸売関連**
- 2) 小売関連**

(1) 各社の卸販売概要 (1/2)

- 23年度交渉に向けた各社の卸販売概要について、各社からの説明は下記の通り。

事業者	卸標準メニューを使用した 卸売のスキーム	社内（グループ内）の取扱い	卸標準メニュー以外の 卸売スキーム（通年契約分）	
北海道	・ <u>ブローカーが運営する電力取引プラットフォーム上で取引</u>。卸標準メニューに沿って売り札を随時供出。与信などの個別理由を除き、<u>原則として先着順で交渉・成約</u>。	・ <u>自社小売も社外と同じく</u>、ブローカーが運営する電力取引プラットフォーム上で取引を実施。	・ <u>社外に対しては、非定型の取引</u>（特殊な需給パターンなど）は<u>直接もしくはブローカー経由での取引</u>を予定。 ・ <u>自社小売に対しては、卸標準メニュー以外</u>は提供しない。	
東北	・ <u>入札（マルチプライスオークション）を2回（10月、12月）実施。入札価格をベースに、与信評価等を定量的に加味した上で、高い順</u>に落札。	・ <u>自社小売も社外と同じく</u>、入札に参加。	・ 入札を経て供給力が残った場合は、翌年2月～3月に相対協議にて販売。	
東電グループ	東電EP	・ <u>入札（マルチプライスオークション）を2回（10月、11月）実施。入札価格の高い順</u>に落札。	・ <u>発販分離した小売会社のため</u>、小売分を優先して確保。<u>自社は入札には参加しない</u>。	・ <u>一部の事業者（BG加入事業者）には入札枠とは別に</u>、需給運用等のサービスを行う商品を提供。 ・ 入札、BG加入事業者向け卸を経て供給力が残った場合は、11月末から12月にかけて相対協議にて販売。
	東電HD・RP	・ <u>東電EPとの複数年契約より好条件の場合、協議</u>に応じる方向で検討中。	・ コミットメント以前からの<u>複数年契約に基づき、東電EPへ</u>卸供給。	・ グループ外にも電力預かりサービス（揚水発電所の利用サービス）を提供
中部グループ	中部ミライズ	・ 発販分離した小売会社のため、卸標準メニューの作成予定なし。	・ <u>発販分離した小売会社のため</u>、小売分を優先して確保。	・ 供給余力の見通しを踏まえて、その時点に適した<u>卸売方法を検討中</u>。
	中部HD	・ <u>中部ミライズとの複数年契約より好条件の場合、協議</u>に応じる。	・ コミットメント以前からの<u>複数年契約に基づき、中部ミライズへ</u>卸供給。	・ 特になし

(1) 各社の卸販売概要 (2/2)

- 23年度交渉に向けた各社の卸販売概要について、各社からの説明は下記の通り。

事業者	卸標準メニューを使用した 卸売のスキーム	社内（グループ内）の取扱い	卸標準メニュー以外の 卸売スキーム（通年契約分）
JERA	検討中	コミットメント以前からの複数年契約に基づき、東電EP・中部ミライズへ卸供給。	検討中
北陸	11月末から受付した事業者全社にニーズを聞き取り、社内小売及び中長期的な関係が見込まれる事業者と、その他事業者に分けて相対協議を実施。	自社小売も中長期的な関係が見込まれる事業者と同じく、同時期に相対協議を実施。	特になし（相対協議の中で卸売を行う）
関西	入札（マルチプライスオークション）を1回（11月）実施。応札者の希望価格・希望負荷パターンを元に価格評価を行い、評価が高い順に落札。	自社小売も社外と同じく、入札に参加。	入札を経て供給力が残った場合の取扱いについては、検討中。
中国	申込書（希望価格・希望電力量など）の提出を求め、申込書を元に、必要に応じて受給パターン等の調整を行った上で、与信や取引実績も踏まえ、卸先を決定。申込受付期間を2回（11月、1月）設定。	自社小売も社外と同じく、申込書を提出し、同期間に協議を実施。	特になし（相対協議の中で卸売を行う）
四国	12～1月に申込書（希望価格・希望電力量など）の提出を求め、申込書を元に、価格や量を1月に個別協議を踏まえて、総合的に評価。	自社小売も社外と同じく、申込書を提出し、同期間に協議を実施。	卸標準メニューと同じスケジュールにおいて、事業者の希望内容に応じて協議を実施。
九州	社内小売及び今年度取引実績があり中長期的な関係が見込まれる事業者と、新規事業者に分けて相対協議を実施。	自社小売も今年度取引実績があり中長期的な関係が見込まれる事業者と同じく、同期間に協議を実施。	特になし（相対協議の中で卸売を行う）
沖縄	随時受付を行い、同一メニュー、同一価格設定で協議を実施。	自社小売も社外と同じく、同一メニュー、同一価格設定で協議を実施。	特になし

(2) 各社の取り組み状況

①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施 (1/2)

- 23年度に向けた内外無差別な卸売の実効性確保策のうち、交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施についてヒアリングしたところ、7社（北海道電力、東北電力、東電EP、関西電力、中国電力、四国電力、沖縄電力）が受付期間・交渉スケジュール共にHPにて公表、2社（北陸電力、九州電力）は受付期間はHPで公表したが、交渉スケジュールは申込のあった事業者に対してのみ通知、1社（中部HD）は問合せ期間を公表、3社（東電HD・RP、中部ミライズ、JERA）が検討中との回答であった。

第71回制度設計専門会合
(令和4年3月24日) 資料8より抜粋

①内外無差別な交渉機会の確保について

- 相対契約の交渉機会を内外無差別に確保する（すなわち、自社小売が無条件に他社小売より先に必要数量を確保することや他社小売の「門前払い」を回避し、発電側がより条件の良い売り先から契約を結び利潤を最大化することを可能とする）ため、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認することとしてはどうか。

【交渉スケジュールの明示、内外無差別な交渉の実施】

- 交渉機会の均等の確保のため、旧一電各社において、相対卸売の交渉スケジュールを、卸売を希望する事業者に内外無差別に明示する。
- 各社のニーズを聞き取った上で、社内・グループ内小売も含め各社との交渉を同じ時期に進める。
- まずは23年度当初からの通年契約について取り組むこととする（当面、当該年度中に交渉される短期の卸契約については対象としない）。
- 他社相対と比較可能な形で、社内取引の条件を定めた文書を整備する。
- 監視委によるフォローアップに際しては、交渉スケジュールが把握できる資料（社内外の契約書類や社内外の交渉経緯の分かる資料等）の提出を求め、実施状況を確認することとしてはどうか。

(2) 各社の取り組み状況

①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施 (2/2)

事業者		スケジュール明示の時期および方法	交渉スケジュール（公表済の事業者のみ）
北海道		・ 10/31に受付期間・交渉スケジュールをHPにて公表。	・ 全4回（11月、12月、1月、2～3月）に分けて供出予定量を配分し、交渉を実施。
東北		・ 9/5に受付期間・入札スケジュールをHPを公表。	・ 全2回（10月、12月）入札を実施。
東電グループ	東電EP	・ 9/26に受付期間・入札スケジュールをHPにて公表。	・ 全2回（10月、11月）入札を実施。
	東電HD・RP	・ <u>検討中。</u>	・ —
中部グループ	中部ミライズ	・ 検討中。	・ —
	中部HD	・ 11/11に卸販売問合せ期間をHPにて公表。	・ —
JERA		・ <u>検討中。</u>	・ —
北陸		・ 11/21に受付期間をHPにて公表。 <u>交渉スケジュールは協議状況次第。</u>	・ —
関西		・ 11/8に受付期間・入札スケジュールをHPにて公表。	・ 1回（11月）入札を実施。
中国		・ 10/21に受付期間・交渉スケジュールをHPにて公表。	・ 全2回（11月、1月）相対協議を実施。
四国		・ 11/16に受付期間・交渉スケジュールをHPにて公表。	・ 全1回（1月）相対協議を実施。
九州		・ 10/31に受付期間をHPにて公表。 <u>交渉スケジュールはHPから申込のあった事業者に対して通知。</u>	・ —
沖縄		・ 11/21に随時受付する旨をHPにて公表。	・ 随時受付

(2) 各社の取り組み状況

②卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表（1/2）

- 卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表については、10社（北海道電力、東北電力、東電EP、中部HD、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力）はHPにて公表、東電HD・RPは検討中、JERAは12月初旬頃の公表に向けて検討中、中部ミライズは発販分離会社における小売会社として卸標準メニュー（ひな型）は作成しない、と回答があった。
- 公表済の10社の内、3社（北海道電力、中部HD、関西電力）は通告変更付メニューを作成していないが、社内小売向けにも通告変更付メニューを提供しないことを確認した。また、1社（九州電力）は負荷パターンの具体的条件について、協議事項のため明記していないが、同社からは買い手の希望に最大限沿う方針であるため、という説明があった。

②内外無差別な卸条件の確保について

第71回制度設計専門会合
(令和4年3月24日) 資料8より抜粋

- オプション価値が内外無差別に提供されることを確保するため（※）、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認することとしてはどうか。

【卸標準メニュー（ひな型）の作成、公表】

- 旧一電各社において通年契約の卸標準メニュー（原則として、少なくとも通告変更権付きのもの、通告変更権のないものを1つずつ）を作成することとする。
- それぞれの具体的条件（通告変更の幅・タイミングなどオプションの詳細、負荷パターン等）を設定・公表した上で、当該卸標準メニューに沿って取引交渉を実施する。

※ 標準メニューに基づいた交渉の結果として条件が変更されることは考えられるが、実際に当該メニューあるいはそれに類するものへのアクセスが内外無差別に担保されることが必要。

- なお、標準メニューに価格を設定し売り手から一律の条件提示を行うか、最低価格のみ内々設定し買い手に希望する条件の提示を求めるか等の交渉の進め方は、市況にも左右されと考えられ、内外無差別である限り、事業者の創意工夫に委ねることとする。
- 監視委によるフォローアップに際しては、卸標準メニューと実績との乖離を確認することとしてはどうか。その際、通告変更の有無に加え、利用率（負荷率）、契約期間、与信など、契約価格を決定した主要な要因に関する説明を求めることとしてはどうか。

※ 常時バックアップについては、旧一電小売部門が享受しているオプション価値という観点も含め、他の小売電気事業者への通常の卸取引において、内外無差別性が担保できた場合、これを廃止することが適当とされているところ、当該検討を進める上でも、オプション性のあるメニューへの新電力のアクセスが内外無差別に担保されることが必要ではないか。

(2) 各社の取り組み状況

②卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表（2/2）

事業者	卸標準メニュー（ひな型）の 公表時期および方法	卸標準メニュー（ひな型）の内容				
		通告変更権あり	最終通告期限	通告変更量のアローアンス	通告変更権なし	
北海道	・ 10/31にHPにて公表。	・ 提供なし	・ -	・ -	・ 受給時間帯（ベース、ミドル）に応じた2メニューを提供。	
東北	・ 9/5にHPにて公表。	・ 受給時間帯（ベース、ミドル）、契約電力（年間一定、夏季増量、冬季増量）の4メニューを提供。	・ 東北エリア：2日前16時 ・ 東京エリア：2営業日前の15時	・ 契約kWの範囲内（毎月の最低引取量あり）	・ 受給時間帯（ベース、ミドル）、契約電力（年間一定、夏季増量、冬季増量）の4メニューを提供。	
東電グループ （※1）	東電EP	・ 9/26にHPにて公表。	・ ミドル型の1メニューを提供。	・ 前日0時	・ 前日通告は月間計画に対して、±10%以内	・ ベース型の1メニューを提供。
	東電HD・RP	・ <u>検討中</u>	・ -	・ -	・ -	・ -
中部グループ （※1）	中部ミライズ	・ 発販分離した小売会社のため、卸標準メニューの作成予定なし。	・ -	・ -	・ -	・ -
	中部HD	・ 10/17にHPにて公表。	・ -	・ -	・ -	・ kW固定の1メニューを提供。
JERA	・ <u>検討中</u>	・ -	・ -	・ -	・ -	
北陸	・ 11/21HPにて公表。	・ ミドル型の1メニューを提供。	・ 前々日15時	・ 契約時の計画値±5%	・ ベース型、ミドル型の2メニューを提供。	
関西	・ 11/8にHPにて公表。	・ 提供なし	・ -	・ -	・ 希望する負荷パターンに応じた1メニューを提供。	
中国	・ 10/21にHPにて公表。	・ 利用率に応じた2メニューを提供。	・ 前々日14時	・ 契約利用率の範囲内	・ ベース型、ミドル型の2メニューを提供。	
四国	・ 11/16HPにて公表。	・ 下げ通告型の1メニューを提供。	・ 前々日15時	・ 契約電力の50%を上限	・ ベース型、ミドル型の2メニューを提供。	
九州	・ 10/31にHPにて公表。	・ <u>受給パターンは協議次第</u> 。	・ 前日9時	・ 前々日16時提出の計画から±5%程度	・ 受給パターンは協議次第。	
沖縄	・ 11/21にHPにて公表。	・ 常時バックアップ、需給調整用卸電力の2メニューを提供。	・ 当日8時30分	・ 契約電力の範囲内	・ -	

※1 第71回制度設計専門会合（令和4年3月24日）において、発販分離を行った事業者の取り扱いとして、卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表を行う主体は小売会社である必要はなく、発電会社で行うこととしてもよいのではないかと整理した。

(2) 各社の取り組み状況

③ 発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等 (1/3)

- 発電・小売間の情報遮断に関する社内規程について、本年7月のフォローアップ以降、北海道電力については2022年10月に、北陸電力と四国電力については2022年11月に、社内規程文書を作成。これで発電・小売が一体の旧一電全8社で社内規程が整備されていることを確認した。

第71回制度設計専門会合
(令和4年3月24日) 資料8より抜粋

③ 内外無差別な卸売を担保する体制の確保について

- 内外無差別な卸売を担保する体制を確保するため、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認することとしてはどうか。

【発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底】

- 発電・小売部門間の情報遮断のさらなる徹底に向けて、情報遮断に関する社内の規程を整備する。
- 社内取引について、社外契約と比較可能な粒度で、社内取引の条件を定めた文書を作成する。
- 監視委によるフォローアップに際しては、上記に加えて、卸取引を担当する部門の組織上の位置付け等についても確認し、内外無差別な卸売にかかるコミットメントの実効性が確保されているかどうかの判断にあたって考慮することとしてはどうか。
- 具体的には、現在、企画部門など（小売部門でも発電部門でもない部署）が卸売を担当する体制となっている事業者が大半だが、発電部門が卸取引（相対卸のみならずスポット市場への売り入れも含め）を実施する体制を整えるなど、発電利潤最大化を追求するインセンティブが適切に機能する体制が構築されているかどうかを確認し、内外無差別な卸売の実効性を確認する際の考慮要素としてはどうか。

(2) 各社の取り組み状況

③発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等 (2/3)

事業者	発電・小売部門間の情報遮断に関する社内 規程文書は存在するか	発電・小売部門間の情報遮断のスキーム	社内取引の条件を定めた文書の整備状況
北海道	22年10月に社内規程を策定済み。	卸売担当部門と小売部門は、組織上の位置づけを明確にしており、21年度より部門別の管理会計を実施。	社内取引の価格を定めた文書が存在することを確認（需給運用部門及び小売部門間で協議のうえ決定）。
東北	20年度に卸売の基本方針として策定済み。さらに22年9月、<u>発電・小売間の情報遮断のさらなる徹底に向け、情報遮断ルールを明確に規定。</u>	22年4月から発電部門と小売部門を別カンパニーとして分割。発電カンパニーは、組織的にもガバナンス的にも発電利潤最大化に向けて取り組めるように整備。	発電・小売間で社内取引の条件・価格を定めた合意文書が存在することを確認（発電・小売間の協議により社内取引を合意）。
東電グループ (東電EP)	(該当なし)	(該当なし)	PPAに基づき取引を実施。
中部グループ (中部ミライズ)	(該当なし)	(該当なし)	PPAに基づき取引を実施。
JERA	(該当なし)	(該当なし)	PPAに基づき取引を実施。
北陸	22年11月に社内規程を策定済み。	- 相対卸を担当するエネルギー取引部を小売部門が関与しない、独立した部門として設置。 22年7月に、火力発電用燃料を購入している燃料部と部門統合することで、発電利潤の更なる最大化が追及できる体制を整備済み。	社内取引の条件・価格を定めた社内決裁書が存在することを確認（企画部門が立案し発電・小売部門担務の役員が出席の常務会で審議・決裁）。

(2) 各社の取り組み状況

③ 発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等 (3/3)

事業者	発電・小売部門間の情報遮断に関する社内 規程文書は存在するか	発電・小売部門間の情報遮断のスキーム	社内取引の条件を定めた文書の整備状況
関西	21年12月に社内規程を策定済み。	小売部門とは別組織にあたるエネルギー需給本部が卸販売を担い、発電利益最大化に向けて取引活動を展開。	社内取引の価格を定めた稟議書が存在することを確認（卸販売を実施する部門と小売部門の双方の本部長が出席する執行役会議にて審議・決裁）。
中国	20年12月に社内規程を策定済み。	相対卸に関する決定権限は、小売部門から独立した需給・トレーディング部門の専権事項となっており、需給・トレーディング部門が発電利潤最大化を追求。	社内取引の詳細な条件・価格を定めた文書が存在することを確認（需給・トレーディング部門が経営会議に諮り社長が決定）。
四国	22年11月に社内規程を策定済み。	組織上の位置づけとして、発電部門と小売部門が明確に分かれており、情報遮断されている。発電部門は、小売部門の利害影響に関係なく、発電利潤最大化の追及が機能している。	社内取引の価格について常務会での承認を得た際の文書が存在することを確認（経営企画部門が立案し、常務会で審議・決裁）。
九州	20年1月に社内規程を策定済み。	卸売は、小売部門（営業本部）とは異なる独立した企画・需給本部（卸電力販売センター）が担当しており、営業本部が小売の利潤最大化を目指すのに対し、企画・需給本部（卸電力販売センター）は卸売により発電利潤最大化を目指している。	社内取引の条件・価格を定めた文書が存在することを確認（発電・小売部門を統括するエネルギーサービス事業統括本部長が承認）。
沖縄	22年5月に社内規程を策定済み。	常時BUおよび需給調整用卸電力メニューを内外無差別に供給する整理としているため、卸売に対して小売部門の利害が入る余地がない。	社外に提供する常時BUと需給調整卸の条件を社内にも適用しており、卸部門・小売間で、社内取引を定めた文書が存在することを確認。

(3) 現時点における評価と論点 (1/3)

(全体的な取組状況について)

- 23年度向けの卸交渉について、多くの事業者が内外無差別な卸売の実効性確保に向け、本専門会合における議論を踏まえ、新たな取組を開始している点は大きな前進であり、一定の評価ができるのではないか。
- 他方、現時点で検討中との回答のあった事業者（JERA、東電HD・RP）においては、早急な対応が求められる。

(個々の取組について)

- 既に取組を開始している事業者の中でも、自社小売も参加する形で入札を実施する事業者（東北電力、関西電力）や、自社小売も参加する形でブローカー（第3者）が運営する電力取引のプラットフォーム上での卸販売を実施する事業者（北海道電力）については、非常に透明性の高いスキームを採用しており、内外無差別性の観点から評価できるのではないか。
- 一方、既に取組を開始している事業者の中には、交渉スケジュール（北陸電力、九州電力）や卸標準メニューの具体的条件（九州電力）を卸売を希望する事業者には明示するものの広くは公表せず、買い手と個別協議を行った上で卸条件を決定する事業者もあった。こうした事業者については、外部から内外無差別性を確認するのが難しいため、どのように交渉を進め、どのように卸売を行ったか等、事後的な確認をより詳細に行う必要があるのではないか。

(3) 現時点における評価と論点 (2/3)

(発電分離を行った事業者について)

- 発電部門と小売部門の分社化を行った事業者で、小売部門による卸入札を実施する事業者（東電EP）があった。本来、卸売は発電部門が行うことが望ましいが、小売部門が卸売を行うことも否定はされていない※¹。入札方式自体は一般的には透明性が高く、限られた供給力を配分する際には公平性がある一方、小売部門が自身が参加しない形で入札を行うことで、卸価格が上昇し、結果的に他社への卸価格が当該小売部門の調達価格よりも高くなる可能性もある。こうした点も踏まえ、小売部門による卸入札を内外無差別の観点からどのように考えるか。

※ 1 「電力の卸供給の在り方について」（令和元年8月7日 電力・ガス取引監視等委員会）においては、「発電と小売の会社が分離されている体制の旧一般電気事業者（グループ）についても、競争者を排除するインセンティブを基本的に有さない発電会社が卸交渉を行うことが望ましいと考えられる。」とされている一方、「既存のPPA等の契約により小売部門が発電部門から電気の引取義務を負っている場合などにおいて、締結時に想定された需要が減少した場合など、小売部門における需給バランスの調整として、余剰が生じた部分を販売する場合」等においては、「例外的に、小売部門が新電力との交渉を行い、卸供給に関する意思決定を行うことが、是認されと考えられる。」とされている。

- そもそも、発電部門から内外無差別に卸売が行われる限り、こうしたことが論点になるとは考えられない。しかしながら、前回のフォローアップにおいてJERAからは、グループ内の事業者との間でコミットメント以前からの複数年契約を締結しているため、複数年契約が優先されとの説明があった※²。従って、より本質的には、このような複数年契約へのアクセス機会がグループ外の事業者にも内外無差別に提供されることが重要。この点について、具体的な取組が求められるのではないか。

※ 2 JERAによれば、足下でもグループ外の事業者に対して来年度以降の複数年契約を提案しているものの、価格が見合わず成約していない、との説明があった。現行のグループ内の事業者との複数年契約期間満了以降は、内外無差別のコミットメントを踏まえて、グループ内外に内外無差別に複数年契約を提案することを検討している、との説明があった。

(3) 現時点における評価と論点 (3/3)

(複数年のメニューについて)

- 既に卸標準メニューを公表している事業者の中で、**複数年契約のメニューは1つもなかった**。この点に関して各社からは、「燃料費等の市況変動が激しい状況下で、数年先の価格を固定することは、発電と小売双方にとってリスクが大きい」、「中長期的な供給力の見通しが不透明で、複数年契約向けの卸売量算出が困難」といった説明があった。
- しかしながら、過去数年の間に燃料価格、卸電力価格が大幅に変動し、市況が一変した経験を踏まれば、**一定割合の長期契約をポートフォリオに含めることは、発電事業者、小売事業者双方にとってのリスクヘッジという観点からむしろ有効**なのではないか。また、中長期的な供給力の見通しが不透明な中でも、一定量の複数年契約を提供することは可能なのではないか。こうした点を踏まれば、今後に向けては、**各社において複数年のメニューについてさらなる検討・対応が期待されるのではないか**。

※なお、複数年の卸メニューについて、自社小売・グループ内小売しか購入することができないメニューを提供するなど、実質的に内外差別につながることはないよう、留意する必要がある。

(その他)

- その他、今後に向けて留意すべき点等はあるか。

(4) 今後の対応について (案)

- 23年度向けの相対卸契約について、内外無差別の実効性の確保に向けて各社から新しい取組が表明されていることに加えて、実効性を確保するためには事後的なフォローアップだけでは遅いとの御指摘もあったことも踏まえて、今般、各社の取組状況について、中間的な確認を行ったところ。
- 監視等委員会事務局においては、まだ来年度に向けた取組が表明されていない事業者については、早急に方針を示すよう促していくこととしたい。また、すでに取組が表明されている事業者についても、本日御議論いただいた内容を踏まえつつ、その取組を今後とも随時確認していくこととしたい。
- また、常時バックアップについては、内外無差別な卸売が担保できた場合、廃止することとされており、第56回電力・ガス基本政策小委員会（令和4年11月24日開催）において、内外無差別性の確認されたエリアから順次、常時バックアップを廃止するとされた。本日御報告した通り、一部の事業者では極めて透明性の高い取組が進んでいることを受けて、旧一電、新電力の双方から、常時バックアップの廃止にかかる内外無差別性の評価がいつ行われるのか、予見性があることが必要、との御指摘もあるところ。
- 内外無差別性を評価するに当たっては、**各社から既に表明されつつある卸売のスキームも非常に重要な要素であるが、そうしたスキームに基づいて実際にどのように卸売が行われたか等、事後的に確認を行うことも必要**である。こうしたことを踏まえ、**23年度の通年の相対契約について、その交渉・契約が終わり次第（2023年3月末目途）速やかに次回のフォローアップに着手し、その内外無差別性について、本専門会合（2023年半ば目途）において御審議いただくこととしてはどうか。**

論点①－1：常時BUの廃止に向けた具体的な対応

- 常時BUについては、内外無差別性が担保できた場合、廃止することが適当とされているところ。
- 現在、旧一電各社において、内外無差別な卸売りについて、取組がなされているところであり、旧一電においては、交渉スケジュールの明示や卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表等、一定程度の成果が出る可能性がある。内外無差別な卸売りがなされている中で、常時BUが残り続け、例えば、「ある新電力が相対協議やオークションにおいて、常時BUよりも高価な価格提示や入札を行ったにもかかわらず、他の新電力の常時BUが優先される」といった事例が発生した場合、公正・公平な競争環境が阻害される。
- これまで本小委員会で議論してきた通り、内外無差別が担保できた場合、常時BUは廃止することが適当であると考えられるが、「適正な電力取引についての指針」（以下「適取GL」という。）において、旧一電が常時BUを卸すことが規定されているため、常時BUの廃止のためには適取GLの改定が必要。
- そのため、適取GLを改定し、「内外無差別な卸売りを行っていると判断されたエリアの旧一電については、常時BUの卸売りを行う必要が無い」旨、記載してはどうか。この際、内外無差別な卸売りを行っているか否かは、監視等委員会でのこれまでの議論（P.29を参照）を踏まえつつ、監視等委員会が判断してはどうか。

（参考）適正な電力取引についての指針（令和4年9月16日、公正取引委員会・経済産業省）（抄）

②また、区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である。この場合、常時バックアップは、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、当該発電事業者等及びその関連会社が支配的な卸供給シェアを有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。

【目次】

I . 23年度交渉に向けた状況(内外無差別な卸売の実効性確保策)

- 1) 各社の卸販売概要
- 2) 各社の取り組み状況
- 3) 現時点における評価と論点
- 4) 今後の対応について

II . 不当な内部補助防止策にかかるコミットメント状況

- 1) 卸売関連
- 2) 小売関連

1) 卸売関連

①期中相対卸取引（5月～8月末※¹）に関する交渉方針

- 各社の卸売方針を確認したところ、余力が出た場合は内外に交渉機会を設けており、また余力が厳しい場合にも燃料調達とのセット取引、自社供給力が不足する局面を補完するスワップ取引など発電側がメリットを享受できる契約を締結しているとの説明があった。
- なお、22年度社外（グループ外）卸について、期初契約（前回FU報告分）と期中契約（今回FU報告分）をアワーベースで比較したところ、半数以上の事業者が、期初契約に対する期中契約の割合が5%以下となった。

相対交渉（期中分）の交渉方針に関する各社からの説明

事業者	配分の考え方
北海道	余剰が見込まれた場合の販売だけでなく、不足が見込まれる場合の追加調達と合わせて、市場リスクと信用リスクに留意し、卸先や卸量、受渡方法を考慮のうえ決定。
東北	供給余力が見込まれる月は可能な限り卸販売を行っており、期中の相対卸販売については先物価格等を基準とした価格にて販売する方針。新電力側から問い合わせはあったものの、先方の買い希望価格がマーケット水準に届かず、交渉に至らないケースも多々あり。実際に当方から価格提示のうえ交渉に至った2社については、相手方の希望数量にて取引合意に至った。
東電EP	自社需要増に伴い余力が見通せないため、期中相対の交渉を行っていない。
中部ミライズ	卸先は、グループ内外問わず、個別で問い合わせのあった事業者や、ブローカーを通じて広く声かけを行い、マッチングした事業者と交渉実施。卸量は、余剰が見込まれた時期・量を元に、グループ内外問わず、相手方ニーズに応じて協議・決定。
JERA	ブローカーを介した販売を基本とし、買い手のニーズを踏まえた販売を行ったものの、当社の価格と買い手のニーズがマッチしなかった。
北陸	供給余力がない状況だったが、燃料納入とのセット協議について申し出があり、1件の契約に至った。
関西	原子力発電所の定期検査終了延長に伴い、夏季は供給余力が見通せず、期中相対の交渉は実施していない。
中国	供給余力がある月について、取引希望のあった各事業者から希望する受給条件の提示を受け、利潤最大化となるような組合せを選定のうえ、事業者との契約協議を実施。
四国	供給余力がない状況だったが、特定の事業者から夏季の引合いがあり、弊社大型電源定検停止後の冬季受電ニーズを補完するスワップ取引を合意できたこと等から、需給上耐えうる範囲での卸販売という形で4社との間で成約に至った。
九州	22年度上期は供給余力がなく、上期の期中契約は無し。22年度の期首契約は、22年度の原子力稼働状況が不透明なことから、供給力不足の懸念があったため、一部の事業者と双方合意のうえ上期契約として締結し、下期は別途協議としていた。下期の期中契約は、上期契約者と上期契約量をベースに交渉し、協議の結果、一部の事業者と成約となった。
沖縄	社内外問わず、申し込みがあれば随時交渉。

※1 交渉時期が5月～8月末までの相対卸取引が対象。

②社外相対卸取引の契約件数（5月～8月末※¹）（1/2）

事業者	相対卸取引			
	成約件数	確定数量契約	変動数量契約	複数年契約※ ²
	上段：21年度実績のある事業者 下段：22年度より新規契約の事業者			
北海道	12	12	0	0
	11	11	0	0
東北	1	1	0	0
	1	1	0	0
東電グループ （東電EP）※ ³	0	0	0	0
	4	2	2	1
中部グループ （中部ミライズ）	4	4	0	0
	4	2	2	2
JERA 東エリア	0	0	0	0
	2	2	0	0
JERA 西エリア	0	0	0	0
	0	0	0	0
北陸	0	0	0	0
	1	1	0	0
関西	0	0	0	0
	0	0	0	0
中国	4	3	1	0
	11	11	0	0
四国	1	1	0	0
	3	3	0	0
九州	7	3	4	0
	1	1	0	0
沖縄※ ⁴	0	0	0	0
	1	0	1	0

※¹ 交渉時期が5月～8月末までの相対卸取引が対象。

※² 複数年契約は以下に該当する件数を記載。

2021年度以降に交渉した、2022年度以降からの開始分を計上。（2021年度以前からの複数年契約は対象外）

※³ 東電EPの成約件数はいずれも、グループ内事業者から東電EPへの一部業務移管に伴い、グループ内事業者の契約を東電EPへ引き継いだもの。東電EP自体は、22年度期中契約の成約件数は0件。

※⁴ 常時バックアップを含む。沖縄電力は、新電力からの卸供給の申込は随時受け付けており、また申込には基本的に応じることとしている。なお、契約期間は1年単位のみ。

②社外相対卸取引の契約件数（5月～8月末※¹）（2/2）

【交渉件数・成約件数について】

- JERA（西エリア）、関西電力は、期中の成約件数が0件であった。この理由について、各社から以下のような説明があった。
 - ブローカーを介して買い手のニーズを踏まえた販売を行ったものの、販売価格と買い手のニーズがマッチしなかった。（JERA）
 - 原子力発電所の定期検査終了延長に伴い、夏季は供給余力が見通せず、期中相対の交渉は実施していない。（関西電力）

【変動数量契約について】

- 契約オプションについては、九州電力・沖縄電力以外の事業者において、確定数量契約が変動数量契約に比べて多い傾向であった。特に、北海道電力、中国電力については、成約件数が一定量あるにも関わらず、変動数量契約は1件以下であった。この理由について、各社から以下のような説明があった。
 - 相対取引において、新電力から変動数量契約の引き合いがない。（北海道電力）
 - 夏季短期取引については受給期間の期近に協議を行うものであり、各事業者は、自身の必要量を確定した段階で取引を申し出ているため、そもそも変動数量契約のニーズがないものと認識している。事実、過去を含め、各事業者からの変動数量契約に関する問い合わせもないため、今年度についても確定数量契約のみの販売としている。また、年間契約については、確定数量契約（3件）と変動数量契約（1件）の成約数に大きな差は無いものと認識している。（中国電力）

【複数年契約について】

- 全ての事業者において、2022年度期中の複数年契約は極めて少ない。
- 中部ミライズは2件の複数年契約があるが、これは新規電源の立ち上げに伴い、10年以上の長期契約ニーズを持ち信用力のある事業者とグループ内外問わず交渉を行った結果である、との説明があった。

※1 交渉時期が5月～8月末までの相対卸取引が対象。

③社内卸取引（5月～8月末※¹）について

- 22年度社内（グループ内）卸について、期中で追加的に卸を実施していないか確認したところ、2社（JERA、沖縄電力）について、社内（グループ内）小売からのニーズを受け、協議の末、追加供給を行っていた。この点について、各事業者を確認したところ、各社から次のような説明があった。
 - 東電EPとの複数年契約の中で、火力発電所の契約延長を行い、供給量を増加。当該発電所に紐づく販売は、21年度にマッチング掲示板にて広く販売条件を提示したが成約には至らなかったことに加え、追加供給の単価は実調達コストベースであり、当時マッチング掲示板に提示した条件と同等である。また、グループ外に対してはブローカー経由で相対契約ニーズに応じていく。（JERA）
 - グループ内小売から、複数回kW増量の申込があり、都度変更契約を締結。内外共に、申込みがあれば随時対応を行っている。（グループ外小売への変更実績もあり）（沖縄電力）

④卸売における取引価格について（1/3）

- 社内・グループ内取引価格と社外相対卸価格の考え方、及び該当期間での社内・グループ内取引価格と社外相対卸価格の平均単価の関係（22年度見通し、22年度上期実績、22年度見通し（見直し値）それぞれ）は下記の通り。

事業者	社内（グループ内）取引価格の考え方※1	社外相対卸価格の考え方※1	社内外取引価格の関係（負荷率補正単価を比較） 上段：22年度見通し※1 中段：22年度上期実績 下段：22年度見通し（見直し値）
北海道	- 価格契約時点での時価で設定する。 22年度は、第2回BL市場供出価格をベースに決定。	<u>交渉時の時価を基準として社外取引価格を決定。</u>	社内取引価格<社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格
東北	右記の社外の相対卸の交渉状況も参照しながら、平行して社内小売部門と協議し、内外無差別に決定。	- 第3回のBL市場約定価格を発射台に本格的に交渉を開始。その後の交渉を経て、社外相対卸価格を決定。 - 相手先によって負荷率が様々であり、負荷率を補正したときの価格水準が内外無差別であるかを確認。	社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格
東電グループ （東電EP）	電源可変費単価に、負荷率調整済みの固定費単価、管理費単価、及び利益単価を積み上げて決定。	左記と同様に決定。	グループ内取引価格>社外相対卸平均価格 グループ内取引価格>社外相対卸平均価格 グループ内取引価格<社外相対卸平均価格
中部グループ （中部ミライズ）	- 限界費用 + αとして設定。 - 限界費用は、燃料/市場価格見通し、契約期間、利用パターン、通告変更期限によって変動。	左記と同様に決定。	グループ内取引価格<社外相対卸平均価格 グループ内取引価格<社外相対卸平均価格 グループ内取引価格<社外相対卸平均価格
JERA	電源にかかる費用（固定費・可変費）の全額回収することを基本として決定。	左記と同様に決定。	東電EP向け社内取引価格<社外相対卸平均価格 東電EP向け社内取引価格>社外相対卸平均価格 東電EP向け社内取引価格<社外相対卸平均価格 中電ミライズ向け社内取引価格>社外相対卸平均価格 中電ミライズ向け社内取引価格<社外相対卸平均価格 中電ミライズ向け社内取引価格>社外相対卸平均価格

※1 第75回制度設計専門会合（令和4年7月26日）の回答を再掲。

④卸売における取引価格について（2/3）

事業者	社内取引価格の考え方※1	社外相対卸価格の考え方※1	社内外取引価格の関係（負荷率補正単価を比較） 上段：22年度見通し※1 中段：22年度上期実績 下段：22年度見通し（見直し値）
北陸	交渉時点での卸市況をベースに、受電パターン、オプション価値等を定量化の上で決定。	- 交渉時点での卸市況をベースに、受電パターン、オプション価値等を定量化の上で決定。 - 相手先によって受電パターン・オプション価値・負荷率等が様々であり、補正したときの価格水準が内外無差別であるかを確認。	社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格<社外相対卸平均価格 社内取引価格<社外相対卸平均価格
関西	スポット市場の市況の水準に加えて、持続的に電源を維持していくことが可能となるコスト水準を組み合わせで設定。	左記と同様に決定。	社内取引価格=社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格
中国	受給期間/負荷率/想定受給パターン/想定市場価格/想定燃料価格/想定供給コスト/足元の市場価格動向（スポット価格、電力先物価格、ブローカーにおける売買の市況等）を総合勘案して決定。	左記と同様に決定。	社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格
四国	コマ毎の想定市場価格を供給ロードカーブで加重平均した単価に通告変更オプションやマージン等を反映して設定。	左記と同様に決定。	社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格
九州	事業計画上の社内小売需要に必要な発電費用を回収できる水準で設定。	左記と同様に決定。	社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格
沖縄	社内外に区別なく常時バックアップ料金メニュー・需給調整用卸電力メニュー料金を提供。	左記の通り。（社内外同一メニュー）	※2 社内取引価格=社外相対卸平均価格 ※2

※1 第75回制度設計専門会合（令和4年7月26日）の回答を再掲。

※2 沖縄電力の社外相対卸は、利用実績が出るまで単価計算できないため、22年度見通しはない。

④卸売における取引価格について（3/3）

- 2022年度上期の卸売平均単価の実績を見ると、社外・グループ外取引の平均価格が社内・グループ内取引価格より高くなっている事業者（中部ミライズ、JERA、北陸電力）があった。その理由について、各社から以下のような説明があった。
 - 2022年度の卸売平均単価の見通しと同様の理由（他エリアでの大口相手先（グループ内）に対してかなり早い時期（2020年11月）に価格設定を行った契約がグループ内取引価格を押し下げる要因となったが、当時の市況を前提とすると、他社に比して優遇したわけではない。）による。（中部ミライズ）
 - 通年では、8月から営業運転開始した新設石炭火力（既設PPA平均単価よりも高い）のグループ内販売分の影響によりグループ内取引価格がグループ外取引価格よりも高くなると見込んでいるが、上期のみの場合、新設石炭火力のグループ内販売分の価格への影響が限定的（約2カ月間のみ）であることが要因である。（JERA）
 - 社外取引の一部契約において、燃調について石炭価格に基づくフォーミュラの契約があり石炭価格上昇に伴って単価が上昇したことや、その燃調の適用月の違い（タイムラグの違い）等が主な要因である。（北陸電力）
- 2022年度の卸売平均単価の見通し（見直し値）を見ると、2022年度上期実績では、社外・グループ外取引の平均価格が社内・グループ内取引価格より低くなっているにも関わらず、見直し値は社外・グループ外取引の平均価格が社内・グループ内取引価格より高くなっている（上期実績と22年度全体で大小関係が逆転している）事業者（東電EP、JERA）があった。その理由について、以下のような説明があった。
 - 上期実績値と見通し（見直し値）で、対象の契約が異なるため。具体的には、本年10月よりグループ内事業者から移管された卸契約が、上期実績値には含まれておらず、見通し（見直し値）にのみ反映されており、その結果として「グループ内取引価格<社外相対卸平均価格」となった。（東電EP）
 - 2022年度上期実績は、東電EPとの複数年契約の中で、火力発電所の契約延長を行い、供給量を増加したことに伴って、追加燃料調達分を実績清算した結果、グループ内取引価格が上昇した。一方、2022年度の卸平均単価の見通し（見直し値）は、2022年度の卸売平均単価の見通しと同様の理由（グループ外取引において、JKM相当の価格水準での大口契約があったことが要因である。）により、グループ外取引の平均価格がグループ内取引価格より高くなっている。（JERA）

（参考）卸売における取引価格について

- 2021年度の卸売平均単価の実績を見ると、社外・グループ外取引の平均価格が社内・グループ内取引価格と比べて高くなった事業者（北海道電力、JERA、北陸電力）があった。その理由について、各社から以下のような説明があった。
 - 市場価格が高めに推移する需要期に限った短期間の取引が多く行われた結果、相対的に高い価格水準での成約があったため価格差が生じた。（北海道電力）
 - お客様ごとに採用している燃調の参照月に差異があり、グループ内外の契約で資源価格の高騰影響の反映時期に違いが生じたことが主な要因である。（JERA）
 - 期中において、市況水準が高く推移する中、供給余力を活用した比較的単価の高い相対卸契約（需要期等の契約期間を限定した契約）等が増加したことが主な要因である。（北陸電力）
- 2022年度の卸売平均単価の見通しを見ると、社外・グループ外取引の平均価格が社内・グループ内取引価格より高くなっている事業者（北海道電力、中部ミライズ、JERA）があった。その理由について、各社から以下のような説明があった。
 - 価格差は契約締結時期の差による。市場価格は2021年度から現在にかけて上昇傾向にあり、一般的には契約締結時期が早い卸契約のほうが安価となる傾向であり、市場変化の結果によるものである。（北海道電力）
 - 他エリアでの大口相手先（グループ内）に対してかなり早い時期（2020年11月）に価格設定を行った契約がグループ内取引価格を押し下げる要因となったが、当時の市況を前提とすると、他社に比して優遇したわけではない。（中部ミライズ）
 - グループ外取引において、JKM相当の価格水準での大口契約があったことが要因である。（JERA）

⑤卸売におけるオプション価値について（1/2）

2022年度受渡し分（5月～8月末※3）

- 旧一電各社は通告量を変動させることのできる変動数量契約を社外・グループ外にも提供しており、①最終通告期限および②通告変更量のアローアンスの設定状況について、ほとんどの事業者において前回報告時より変更はなかった。他方で、九州電力は、期中の社外向け変動数量契約の一つにおいて、前回報告時よりも自由度の高い②通告変更量のアローアンス：「通告量に対して▲50%まで」を設定している。
- 中部ミライズは、前回報告時にはグループ内向け変動数量契約が存在しなかったが、期中に1件成約した。
①最終通告期限と②通告変更量のアローアンスは、グループ内外で同一である。

変動数量契約における条件設定（22年度受け渡し分）※1※2			
事業者	区分	最終通告期限	通告変更量のアローアンス
北海道	社内	・GC直前まで	・取り決めた最大kWの範囲内（小売需要の範囲内）
	社外	・前日まで ※BG加入を前提に、社内と同条件を提示できるが、実績なし。	・契約kWの範囲内
東北	社内	・エリア内：2日前まで ・エリア外：2営業日前まで	・月間計画値から±30%以内
	社外	・エリア内：2日前まで ・エリア外：2営業日前まで	・月間計画値から±30%以内
東電G (東電EP)	グループ内	・東京エリアで受け渡しの場合は前日0:00 ・他エリアの場合は前々日12:00	・前日通告は、月間計画に対して±10%以内
	社外	・東京エリアで受け渡しの場合は前日0:00 ・他エリアの場合は前々日12:00	・前日通告は、月間計画に対して±10%以内
中部G (中部ミライズ)	グループ内	・ <u>前月まで</u>	・ <u>基準電力量から±10%以内</u>
	社外	・前月まで	・基準電力量から±10%以内

※1 社外については、複数の契約のうち、条件の自由度が高いものを例示として抜粋。

※2 前回報告内容からの変更点のみを太字下線で表記。

※3 交渉時期が5月～8月末までの相対卸取引が対象。

⑤卸売におけるオプション価値について（2/2）

2022年度受渡し分（5月～8月末※3）

変動数量契約における条件設定（22年度受け渡し分）※1※2			
事業者	区分	最終通告期限	通告変更量のアロース
JERA	対EP	・前日まで	・契約の範囲内（小売需要の範囲内）
	対ミライズ	・GC1時間前まで	・1年前通告は、2年前通告量に対して±10%以内 ・月間通告は、四半期毎通告量に対して±5%以内 ・GC前通告は、当日起動している発電機の空きkWの範囲内
	社外	・2日前まで	・2日前通告は、契約kWの範囲内 ・ただし、需要実績量が、事前通告の月間需要量に対して±5%以内
北陸	社内	・2日前まで	・契約kWの±5%以内
	社外	・2日前まで	・契約kWの範囲内
関西	社内	・2日前まで	・契約kWの範囲内
	社外	・2日前まで	・契約kWの範囲内（ただし、契約量の+10%、-20%以内）
中国	社内	・2日前まで	・契約締結時に定めた予定月間受給電力量の±15%
	社外	・2日前まで	・契約kWの範囲内 ・ただし、契約kWに対する月間及び年間の利用率制約あり。
四国	社内	・GC直前まで	・上限：取り決めたkW（小売需要の範囲内） ・下限：契約電力量に対して▲20%まで
	社外	・2日前まで ※社内と同条件を提示できるが、実績なし。	・上限：契約kW ・下限：契約kWに対して▲15%まで
九州	社内	・前日午前9時	・前々日16時の通告値から大幅な乖離なし（±5%以内程度）
	社外	・2日前まで ※社内と同条件を提示できるが、実績なし。 ・GC1.5時間前 ※BG加入を前提とする。	・ <u>通告量に対して▲50%まで</u>
沖縄	社内	・当日まで	・取り決めた最大kWの範囲内（小売需要の範囲内）
	社外	・当日まで	・契約kWの範囲内（小売需要の範囲内）

※1 社外については、複数の契約のうち、条件の自由度が高いものを例示として抜粋。

※2 前回報告内容からの変更点のみを太字下線で表記。

※3 交渉時期が5月～8月末までの相対卸取引が対象。

(参考) 先渡市場の活用状況

- 前回報告時から変更点のある事業者として、**東電EP、九州電力**は、22年度上期の売入札実績がないが、これは供給力不足に伴い**売入札を停止**していることによるとの説明があった。

事業者	21年10月～22年4月末までの実績（前回報告内容）	22年5月～8月末までの実績※ 1
北海道	先渡市場への売入札は実施していない。	先渡市場への売入札は実施していない。
東北	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。
東電グループ （東電EP）	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。	22年1月下旬から供給力不足に伴い売り入札を停止。
中部グループ （中部ミライズ）	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 11月下旬から供給力不足に伴い売り入札を停止。	21年11月下旬から供給力不足に伴い売り入札を停止。
JERA	先渡市場への売入札は実施していない。	先渡市場への売入札は実施していない。
北陸	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 1月から供給力不足に伴い売り入札を停止。	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。
関西	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 22年6月下旬から供給力不足に伴い売り入札を停止。
中国	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。
四国	先渡市場への売入札は実施していない。	先渡市場への売入札は実施していない。
九州	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績は有り（1件）。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。	22年4月から供給力不足に伴い売り入札を停止。

(参考) 先物市場への直接参加の状況

- **四国電力**は、前回報告時では間接含め先物市場へ参加していなかったが、体制等の検討の結果、**22年9月から間接参加済み**である。

事業者	6月末までの実績（前回報告内容）	9月末までの実績※ 1
北海道	・取引所への直接参加を行っている。	・取引所への直接参加を行っている。
東北	・取引所への直接参加をグループ会社にて実施している。	・取引所への直接参加をグループ会社にて実施している。
東電グループ (東電EP)	・取引所への直接参加は行っていない。 間接参加を行っている。	・取引所への直接参加は行っていない。 ・間接参加を行っている。
中部グループ (中部ミライズ)	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接含め参加していない。	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接含め参加していない。
JERA	・取引所への直接参加を行っている。	・取引所への直接参加を行っている。
北陸	・取引所への直接参加は行っていない。 ・間接参加を行っている。	・取引所への直接参加は行っていない。 ・間接参加を行っている。
関西	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接含め参加していない。	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接参加及び相対での先物取引の体制は整備済み（取引実績はなし）
中国	・取引所への直接参加は行っていない。 ・間接参加を行っている。	・取引所への直接参加は行っていない。 ・間接参加を行っている。
四国	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接含め参加していない。	・取引所への直接参加は行っていない。 ・間接参加を行っている。
九州	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接参加及び相対での先物取引の体制は整備済み（取引実績はなし）	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接参加及び相対での先物取引の体制は整備済み（取引実績はなし）

※ 1 前回報告内容からの変更点のみを太字下線で表記。

2) 小売関連

小売販売上の不当な内部補助防止策の確認結果（1/5）

- 各社へのヒアリングによれば、22年度上期実績値について、北海道電力、東北電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力において、小売平均価格（託送抜き）が、社内取引を含む電力調達費用と非化石証書外部調達費用の合計を下回る水準となっていた。
- 同じく、22年度見通し値（見直し値）について、全社において、小売平均価格（託送抜き）が、社内取引を含む電力調達費用と非化石証書外部調達費用の合計を下回る水準となっていた。

事業者	適切な費用認識に基づく小売販売の考え方※1	小売平均単価と費用単価の関係	
		・上段：22年度見通し値※1 ・中段：22年度上期実績値 ・下段：22年度見通し値（見直し値）	
北海道	- まず、年度開始前に、次年度の予算計画の策定時に、過去の実績や次年度の競争環境等を踏まえつつ、社内取引等を含む各種費用を考慮した販売計画および費用予算を設定している。 - その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、小売収入については、小売部門が実績を取りまとめ、定期的（基本的に四半期ごと）に担当執行役員へ報告するとともに、必要に応じて販売方針の見直しや次期販売計画への反映を行い、小売平均単価の維持・確保に努めていく。また、費用について、予算所管部門にて予実管理を行っていく。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	
東北	社内取引価格＋非化石証書購入コストと小売平均価格の大小関係について半期ごとに確認し、確認結果は監査等委員の取締役も出席する経営会議に報告する。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	
東電EP	- まず、年度開始前に、小売販売想定や電源調達、諸経費の想定を元に事業計画を策定している。 - その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、毎月、売上高の変動や調達価格変動、諸経費の状況把握により、収支を確認（企画・経理部門）するとともに、小売価格が社内取引も含む電力調達単価と非化石証書の外部調達単価の合計を下回らないように管理を行っている。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	
中部ミライズ	- まず、年度開始前に、小売販売収益の見通しを、グループ内取引も含む電力調達費用＋非化石証書の外部調達費用の見通しが、下回ることを確認する。 - その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、月次で状況を確認する。確認は、社長を筆頭に各部署の長が出席する会議で行われる。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	

※1 第75回制度設計専門会合（令和4年7月26日）の回答を再掲。

小売販売上の不当な内部補助防止策の確認結果（2/5）

事業者	適切な費用認識に基づく小売販売の考え方※1	小売平均単価と費用単価の関係 ・上段：22年度見通し値※1 ・中段：22年度上期実績値 ・下段：22年度見通し値（見直し値）
北陸	- 企画部門と小売販売部門が連携し、社内取引価格および非化石証書の購入コストと小売平均価格との関係を年度開始前、年度中でも定期的に確認し、確認結果は社長へ報告する。 - また、小売販売収益の見通しが、社内取引も含む電力調達費用＋非化石証書の外部調達費用の見通しを上回っていることを確認している。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）
関西	- 社内取引設定時に、社内取引価格の前提をもとに、小売販売収益の見通しが、電力調達価格＋非化石証書の外部調達費用の見通しを下回らないことを確認。 - また、企画部門が、電力調達単価＋非化石証書取引単価と小売平均価格の実績の比較を四半期毎に行い、状況を確認することで、不当な内部補助防止に向け取り組んでいる。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）
中国	- まず、年度開始前に、社内取引も含む電力調達費用や非化石証書の外部調達費用等の小売に係るコストを確認したうえで、当該コストを上回る次年度の販売計画を策定している。 - その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、小売部門は、社内取引価格、他社電源購入費、非化石コスト、販売コストを小売総コストと認識して小売価格を設定し、四半期毎に状況を確認する。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）
四国	- まず、次年度の計画策定の段階で、発電・小売販売事業別の収支を算定し、経営レベルの承認を得ることとしている。 - その上で、事業の収益性や持続可能性を踏まえ、供給原価、コストの変化を見極めながら、また、卸電力取引市場価格の変動や社内取引価格も念頭に置いて設定している。	小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）
九州	- 小売販売計画の策定に当たっては、小売仕入原価（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）と小売平均単価の価格バランスを確認している。 - その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、発電・小売を統括しているエネルギーサービス事業統括本部長が、小売平均単価が小売仕入原価を上回っているかを四半期ごとに確認する。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）
沖縄	コスト割れでの小売販売とならないよう、企画部門が、社内取引等を踏まえた小売の調達コストが小売平均価格を下回っていることを年度単位で確認する。	※2 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）

※1 第75回制度設計専門会合（令和4年7月26日）の回答を再掲。

※2 沖縄電力は、当初22年度収支見通し未定としていたため、22年度見通しはなかった。

小売販売上の不当な内部補助防止策の確認結果（3/5）

- 22年度上期実績の小売平均価格（託送抜き）が、社内取引を含む電力調達費用と非化石証書外部調達費用の合計を下回る北海道電力、東北電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力に、その理由を確認したところ、各社から以下のような説明があった。
 - 電力調達単価には足下の燃料価格高騰影響が反映される一方で、小売料金では燃料費調整のタイムラグ影響や、低圧料金において8月分から燃料費調整の上限に到達した影響等により、収入単価の上昇が燃料価格の上昇に追いついていないため。（北海道電力）
 - ①燃料費調整制度の上限価格到達により、かかる費用を適切に料金（収入）単価に反映できない状態が続いていることに加え、②市場価格高騰等に伴う他社電源調達コスト（FIT小売買取）の増加により調達単価が上昇したため。（東北電力）
 - 費用面で、市場価格上昇に伴い他社電源調達コストが増加したこと、また収入面で、規制料金の燃調上限超過による小売販売単価の上昇幅が抑制されたため。（北陸電力）
 - 計画を上回る管内の戻り需要について、第71回制度設計専門会合にて「戻り需要」に係る独占禁止法・電気事業法の解釈が示されるまでの間について、原則、標準メニュー水準にて受付を実施しており、市場等からの追加供給力の確保が必要となったことから、結果として、上期実績において、電力調達価格＋非化石証書取引価格が小売平均販売単価を上回る結果となった。また、規制部門は燃料費調整における上限価格を超過しているため、燃料価格上昇を小売価格に反映しきれていないことも要因として挙げられる。（関西電力）
 - 2022年度の計画策定時点では、社内取引価格や非化石証書の購入費用を適切に認識したうえで「小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）」の関係となるよう小売平均単価を設定し、お客さまとの契約を更改した。しかし、市場価格高騰等に伴う他社電源調達コスト（FIT小売買取分）の増加や燃調上限超過（規制部門等）を受けたため。（中国電力）
 - 2022年度見通しと同様の理由（電源調達単価は市況の影響を受け上昇する一方、小売価格を一律かつ急激に上げることは、お客さまの料金の安定性が損なわれることから現実的ではない）のため。（四国電力）

小売販売上の不当な内部補助防止策の確認結果（4/5）

- 小売仕入原価について、燃料価格の高騰に伴う外部調達費用（FIT小売買取分、相対契約等）の上昇によって、電源調達費用が増加したこと、また、小売平均単価について、契約更改のタイミング等で販売先との価格引上げ協議に取組んでいるものの、増分費用の反映には一定の時間を要する見通しであること、および燃料費調整単価の上限影響（低圧）によって収入が抑制されたことにより、小売平均単価<小売仕入原価となっている（九州電力）
- 燃料価格高騰により、小売収入側では22年4月より燃調上限に到達した一方、調達側は卸売メニューに燃調上限設定がないことや、FITの回避可能費用単価も高めに推移したことから調達コストが増加したため。（沖縄電力）
- 22年度見通し（見直し値）の小売平均価格（託送抜き）が、社内取引を含む電力調達費用と非化石証書外部調達費用の合計を下回る理由を全社に確認したところ、以下のような説明があった。
 - 各社、標準メニュー単価見直し、低圧自由料金プランにおける燃料費調整制度の上限設定の廃止、小売規制料金の値上げ認可申請に向けた準備等に取り組み、小売単価の引き上げに努めているが、
 - ・顧客との契約の多くが年度開始契約であり、期中での大幅な小売単価引き上げは困難であること
 - ・調達単価の上昇分の顧客への即時転嫁については、顧客の受容性等を踏まえた慎重な検討の必要があること
 - ・規制料金メニューでは、国の法令により燃調上限が設定されており、機動的な小売単価引き上げは困難であること等の理由から、2022年度見通し（見直し値）についても、「小売平均単価<電力調達単価+非化石証書外部調達単価」となっている。

小売販売上の不当な内部補助防止策の確認結果（5/5）

- 22年度上期実績の小売平均価格（託送抜き）が、社内取引を含む電力調達費用と非化石証書外部調達費用の合計を下回っている北海道電力、東北電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力について、規制料金における燃料費調整が上限に達した影響等によるものであり、そのことをもって「社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定する」とするコミットメントを履行できていないとは考えられないのではないか。他方で、今後とも状況を注視していくこととしてはどうか。
- 22年度見通し（見直し値）の小売平均価格（託送抜き）が、社内取引を含む電力調達費用と非化石証書外部調達費用の合計を下回っている全社について、期中での小売料金の引き上げは困難との説明に一定の合理性はあること、各社小売料金の見直しに向けて取り組みを実施している（次項参照）ことから、現時点でコミットメントを履行できていないとは考えられないのではないか。他方で、今後とも状況を注視していくこととしてはどうか。

(参考) 各社の小売料金改定に関する状況

- 各社、高圧以上の標準メニュー見直しや、低圧自由料金プランの燃料費調整制度の上限設定廃止、規制料金の値上げ認可申請に向けた準備等を実施中。

事業者	特別高圧・高圧※	低圧※	
		自由料金	規制料金
北海道	12月末～23年1月上旬の標準メニュー新規受付、4月からの供給に向け、検討予定。	22年12月分の電気料金より、<u>燃料費調整制度の上限設定を廃止</u>予定。	(言及なし)
東北	22年11月以降、標準メニュー見直し予定。 - 新規は来春目途に供給再開を目標。	22年12月分の電気料金より、<u>燃料費調整制度の上限設定を廃止</u>予定。	23年度早々の値上げを念頭に、認可申請を11/24実施。
東電EP	23年4月以降、標準メニュー見直し予定。 - 見直し後メニューの新規受付は10/26終了。	全ての料金メニュー見直しに向け検討予定。(燃料費調整制度の上限設定なし)	見直しに向けて具体的に検討中。
中部ミライズ	23年4月以降、標準メニュー見直し予定。 - 新規は同年1月頃より受付再開予定。	22年12月分の電気料金より、<u>燃料費調整制度の上限設定を廃止</u>予定。	(言及なし)
北陸	23年4月より、標準メニュー見直し予定。	23年4月より料金メニュー改定予定。(燃料費調整制度の上限設定なし)	23年4月の値上げを念頭に、認可申請を実施予定。
関西	年内に標準メニューの新規受付開始、23年4月より供給開始に向け、準備中。	(言及なし)	(言及なし)
中国	23年4月以降、標準メニュー見直し予定。 - 新規は23年1月頃より受付再開予定。	- 値上げに向けて検討中。 (燃料費調整制度の上限設定なし)	23年4月の値上げを念頭に、11月中に認可申請を行う方向で準備中。
四国	23年4月以降、標準メニュー見直し予定。 - 新規は22年12月より受付再開予定。	22年11月分の電気料金より、<u>燃料費調整制度の上限設定を廃止</u>予定。	値上げに向けて具体的に検討中。
九州	- 内容の見直しを検討中。 - 新規は23年2月より受付再開予定。	(言及なし) (燃料費調整制度の上限設定なし)	(言及なし)
沖縄	23年4月分の電気料金より、<u>燃料費調整制度の上限設定を廃止</u>予定。 23年4月より<u>全ての料金メニューの値上げ</u>に向けて具体的に検討中。	- 燃料費調整制度の上限設定の廃止に向け検討中。(低圧) 23年4月分の電気料金より、<u>燃料費調整制度の上限設定を廃止</u>予定。(高圧) 23年4月より<u>全ての料金メニューの値上げ</u>に向けて具体的に検討中。	23年4月の値上げを念頭に、具体的に検討中。

※ 沖縄エリアは高圧に規制料金が課されているため、「特別高圧・高圧」⇒「特別高圧」、「低圧」⇒「高圧・低圧」について記載している。